

役員等費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会（以下「本奨励会」という。）定款第13条第2項及び第27条第2項の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給の基準について必要な事項を定める。

（費用弁償）

第2条 役員等が次の各号に掲げる職務の執行に当たって負担した費用についてはその費用を弁償する。ただし、役員等が費用弁償を辞退したときは、費用を弁償しなくてもよいものとする。

- （1）評議員会への出席
- （2）理事会への出席
- （3）監事による監査の実施
- （4）その他法令により定められた職務の執行

（費用弁償の額）

第3条 前条に規定する費用弁償の額は、本奨励会の旅費支給規程により計算した額とする。

2 前条の規定にかかわらず、役員等が職務のため出張したときは、本奨励会の旅費支給規程に基づき旅費を支給することができる。

（支給方法及び支給日）

第4条 費用弁償は、その全額を役員等に直接支給する方法で行う。

2 支給日は第2条に規定する費用弁償すべき事実が生じた日とする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年2月22日から施行する。